

阿武町行財政改革等特別委員会 会議録

令和4年9月16日(金)

場所：委員会室

開会 10時00分 ～ 閉会 10時26分

委員会に付した事件

令和4年9月16日開会の令和4年第5回阿武町議会定例会より付託された案の審議。

出席委員

委員長	7番	松田	穰
副委員長	6番	上村	萌那
委員	1番	米津	高明
〃	2番	白松	靖之
〃	3番	西村	容子
〃	4番	池田	倫拓
〃	5番	市原	旭
議長		末若	憲二

欠席委員 なし

欠員 なし

出席説明者

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	能 野 祐 司
まちづくり推進課長	藤 村 憲 司
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席者 なし

事務局職員

議会事務局長	三 浦 貴
書 記	平 田 祥 子

審議の経過(要点記録)

開会 10時00分

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは10時になりましたので、行財政改革等特別委員会をはじめたいと思います。

先程、議案第18号、訴訟上の和解を成立させることについて、こちらが特別委員会に付託されました。こちらの審議を、今からしっかりとやっていきたいと思っています。ちょっとカメラが多いので、皆さん緊張されるかも知れませんが、しっかりと審議をしていきましょう。

では、着座にて進行させていただきます。

本日の出席委員は7名です。本日委員会に付託されました議案は、追加議案第18号の1件です。では会議録署名議員の指名をさせていただきます。3番、西村容子委員、4番、池田倫拓委員、よろしくお願いたします。

それでは議案の審議に入ります。追加議案第18号、訴訟上の和解を成立させることについての審議に入ります。内容については、先程、副町長より説明がございましたが、こちらの議案に関して質疑はございませんでしょうか。

○2番 白松靖之 基本的なことをお聞きしますが、今回の和解については、あくまでも被告からの申し出があったことによって、この協議がはじまったという解釈でよろしいでしょうか。

○町長(花田憲彦) 基本的にそういうことでございます。和解は、この話は最初は被告の方から口頭で話がありましたが、こちらとしては、口頭じゃなしにちゃんとペーパーで下さいよ、どういうことか下さいよということで、元の案が出てまいりまして、それにつきまして、双方で弁護士も入れて協議した中で、最終的にはそれらも踏まえた中で裁判官が調整をして、昨日提示されたということです。

○5番 市原 旭 和解条項の最初の1項にですね、被告から、阿武町と或いは阿武町民に対して謝罪の記述となっているが、これは、町長のこだわりだというふうにも、譲れない条件だと伺っておりますけれども、そういうことですか。

○町長 このことにつきましては、前から申し上げておりますように、この被告からの謝罪、町民に対する謝罪というのは、私としては、絶対に譲ることの出来ない最優先項目だということで、実は当初の先方から出てきた案にはありませんでした。そういうことなんで、私としては、これを入れなければ和解には応じられないというふうなことで、強い決意で、被告側にも或いは裁判官にも申し上げ、

最終的に第1項としてこれが入ってきたと、そういう経緯です。

○5番 市原 旭 同じように1項目について、再度伺いますけれども、書面による謝罪以外に、例えば被告人がこちらに来て謝罪するとか、直接会って謝罪するような予定とかはあるのでしょうか。

○町長 昨日テレビのニュースとか見ていると、弁護士さんが、被告人側の代理弁護士が、そのようなことを言っていると見ましたけども、現時点でそのような予定は全くありませんし、こちら側からそれを求めるものでもありません。

○3番 西村容子 確認しますが、和解条項の2項と3項によって、被告は、阿武町に対して、解決金として347万8581円を、今月29日までに阿武町の指定する口座に振り込むという理解で良いでしょうか。又、このお金は以前被告人が弁済供託していたと思われませんが、その解釈で宜しいでしょうか。

○町長 これにつきましてもですね、実は私の拘りが、これまた拘りがありまして、当初の案は、被告人が出された案によりますと、阿武町は、原告が弁済供託したこの347万円を、現在仮押さえしておる訳であります。この案によれば当初の案によれば、阿武町がこれを本差し押さえして取り立てる、阿武町が取り立てるという案でありました。ただ私としては、これは言い換えれば「取りたければ勝手に取れ。」ということに思えてなりませんでした。ですから、小さな拘りではありますが、被告人が自分で供託を取り下げて、これである意味「勘弁して下さい。」ということで、被告人が、阿武町の口座に自ら振り込む、というふうに拘ったというのが、この表現に変わったところです。

○4番 池田倫拓 この和解条項の4項ですけど、この解釈について、もっと詳しく説明して頂ければと思います。

○町長 4項でございますけども、今現在、誤振込の4,630万円、誤振込の本体の4,630万円であります。ほぼ全額、ほぼという言葉を使っていると思います。実際には、以前から申し上げておりますように、今日も説明しましたが、1,408円程4,630万円に足りません。従いまして、この今回の解決金の中に、この足りない1,408円の弁済が含まれており、これをあわせると、不当利得返還請求、今回の裁判は、不当利得返還請求と損害賠償請求の2つをあわせておりますから、本体部分の不当利得返還請求の4,630万円が、1,408円を入れることによって満額となるということで、全額になりまして、これは当初認諾しておるということでありまして、そういうことをここで確認しているということでもあります。

○1番 米津高明 町長は、1項目和解条項の1にかなり拘っておられると、前

の説明でもおっしゃってました。これに関して、そういう意味で3項目がいくてるといことですけども、今、田口被告は更生への第1歩を踏み出してるはずですね、それに対して、あの町長は言葉には出さなくても、こういうことがあって、町も少し反省をする、そのきっかけを与えたことに対して、だから田口被告に対して、どういうお気持ちなのか、頑張ってる更生せよというお気持ちなのか、常々言われてた、犯人だという彼が悪いという意識なのか、その辺をちょっと聞かせて頂きたいなと思います。

○町長 このところは、やはりきっちりと分けて考えなければいけないと思います。4,630万円の誤振込をしたことは、これは紛れもない我々のミスです。そして、このことにつきましては、最初から私は田口被告に対して、謝罪の言葉をことあるごとに述べていると思っております。述べてきました。でこれは謝らなければいけない。しかし、このお金を町が誤振込をしたということ、知っていながら使ってしまった、それも組み戻しをお願いし、銀行の玄関口まで行って、そして町に対してこれが起こった原因をちゃんと書面に書いて下さい。そして、どうして欲しいか書いて下さい。ということ町に対して要求をされました。その時点で銀行の前で、で町としても、これについては、本人さんの弁によれば、色々な事件が起こってる、振込詐欺とか色々なことが起こっている時に 自分はそれに間違えられたり、色々なことに巻き込まれるのはイヤだから、そういう物を下さいよ、そしたら応じますよ、というふうなニュアンスであったと理解しております。ところが、その日の内にお金を使われました、60数万円、口座の残高がほぼない状況でしたけども、このお金が入ったその日の内に60数万円のお金を使われました。ですから、私はこれは、完全に悪意があると理解しましたし、申し上げました。これは皆さん方、理解が多分いくことだというふうに思います。米津議員どう思いますか。

○1番 米津高明 どこでそういう気持ちが変わったのかということがちょっと引っかかるんですけど。

○町長 変わろうが変わるまあが、事実として人のお金、人のお金とはちょっと言葉が悪いですが、誤振込をされたというふうに分かって、明らかなお金を使って、米津議員に私一回聞いてみたいんですけど。

○1番 米津高明 普通の人という言い方はおかしいかも分かりませんが、普通だったら返します。

○町長 ですよ。返さない方をどう思われます。使ってしまう人の気持ち。

○1番 米津高明 犯罪者になるというか、町長が言われることも分かります。

○町長 同じ気持ちです。そういうことです。全く同じ気持ちです。ですから、誤振込をしたことは申し訳ありませんと最初から謝ってきました。でもそれと使ったことは話が違います。巷では、誤振込をして彼を犯罪者にしたという、逆バリの論法があります。でも、私はそれはちょっと違う、これとこれは話が違うんじゃないですか、犯罪者は自ら選択してなられたんじゃないですかと思いますよ。更にそれについて、彼が田口被告が今反省して、今から新たな人生を歩みだそうということであれば、それはそれで我々がそれを否定するものではない、ということが答えです。

○1番 米津高明 気持ち的には分かりますけども、やはりせつかく向こう側もああいう気持ちになってるんですから、応援はして頂きたいなど、例えば相手の方がここへ来て謝るいうて来たら、快く受け入れられるという判断でよろしいですか。

○町長 全くその気持ちはありません。我々がこれまで、なんていうんですかね、受けてきた、大変苦しい目にもあいました。この始まりはそれは誤振込かもしれない、しかし、それを使い込むということがなければ、ここまでのことにはならなかったと思います。一定の責めは勿論私たちは受けます。でも、それだからと言って、ここに来て謝った、はいそうですかという気持ちには、私はとてもなれません。ただ彼が更生をして、更生という言葉がいいかは分かりませんが、そのことを反省して、反省すると言ってるんですから、反省して立ち直っていくということであれば、それは頑張ってくださいと申し上げたい。

○2番 白松靖之 1件確認をします。今回の和解条項の7項と8項によって、阿武町が解決金としてですね、被告から約347万円を受け取ったことによって、全てが終わったという解釈で宜しいでしょうか。

○町長 そうですけど、少し解釈を説明いたしますと、結果的に訴訟で要求した金額、これが約5,116万円ありますが、正確には5,115万9,939円ですが、この内回収済が4,630万円、約4,630万円、そして今回の解決金が347万円、これを合わせると、4,997万円ということで、実際には5,116万円に対しては、139万円足りません。ただ、このことにつきましては、例えば満額、このまま訴訟を続けてですね、和解せずに訴訟を続けて、判決を受けて全額勝訴になったとしてもですね、実際に田口被告がああいう状態の中で、この不足額の139万円が確実に取れる見込みはありませんし、多分この回収には相当な時間を要すると思います。又、もしかし

たら不良債権となる、そういった可能性も相当あると思います。そして、これの回収をする職員の負担、これは精神的なものも含めてですが、そういったことを考えた時に、金銭的には本当に不本意で、ある意味苦渋の選択ということではありますけども、ここで取れるものは確実に取って、決着をして手を切った方が、総合的にみたら、色々な負担のことも考えてみた時には、得策であるというふうに私は判断いたしました。もう少し言えば、下手に全額回収に拘って、取れるか取れないか分からない残りの139万円を取り戻そうと、ズルズル引っ張っていくよりも、この際きっぱりと放棄して手を切った方が、よほどメリットが高いという判断であります。

○3番 西村容子 和解条項の9項で、訴訟費用は各自の負担とありますが、ここで訴訟費用とはどういうもので、具体的な金額はいくらでしょうか。

○町長 訴訟費用ってなんとなく弁護士費用と間違える、混同してしまうことがありますけども、ここで言う訴訟費用と言うのは、訴訟に係る印紙代とか雑費でありますから数万円くらいです。弁護士費用ではありません。よく間違えるんですけど、数万円の印紙代とか書類代そういったものです。

○委員長 皆さんから無いようであれば、私から1件宜しいですか。今日は委員会の方に付託されて、この議案が可決された場合、今後のスケジュールはどのようになっていくのか、又、もし可決されなかった場合、先程ちょっとズルズルひこずるといった話がありましたからそんな感じなのかなとも思いますけど、この辺りも詳しく教えて下さい。

○町長 今日可決して頂ければですね、来週木曜日22日に、第7回目の弁論準備手続きが予定されておりますけども、その時に和解が成立するという事で、これは判決と同じ効力がありますから、和解が成立して、そしてこの中に29日までにそのお金を支払って頂くということになっておりますから、その払い込みが済んだら全て終わるということになります。そして反対に可決しないと、議決が否決するということになると、和解は成立しませんので、当然振り出しに戻って裁判が続いていくということで、これは被告側の代理人弁護士或いは被告も、これについては争うとしておる訳ですから、聞くところによると特に刑事裁判と民事が同一の事件について行われる場合は、何年も何年も掛かるのが通例であるということを知っておりますから、ずっと何年も何年もこういったことが続いていくと、私はそういう認識でおります。続けていかざるを得ないということです。

○委員長 質疑がないようですので、よろしければこちらは原案のとおり可決す

べきということでご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○委員長 ではこちら追加議案第18号は、原案のとおり可決すべきことに決しました。

○委員長 以上で特別委員会の方を終わりたいと思います。

閉会 10時26分

阿武町議会委員会条例第26条の規定により署名します。

阿武町行財政改革等特別委員会委員長 **松 田 穰**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **西 村 容 子**

阿武町行財政改革等特別委員会委員 **池 田 倫 拓**